

公益財団法人 公益法人協会

第27回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成26年9月29日(月) 16時~18時05分
- 2 開催された場所 日本工業俱楽部 5階第五会議室
- 3 理事総数及び定足数
 総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(出席) 浦上節子、太田達男、岸本幸子、金沢俊弘、鈴木勝治、高宮洋一、長瀧重信、橋本大二郎、早瀬昇、堀田力、松岡紀雄、山岡義典
(欠席) 片山正夫、田中皓、福原義春
(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子
- 5 議案等
 - 決議事項
 第1号議案 「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第二次配分先決定」の件
 - 報告事項
 - (1) 公益認定等委員会の動向と当協会の対応
 - ① (一社)日本尊厳死協会の不認定に関する意見書(公法協)
 - ② 内閣府会計研究会の検討状況
 - (2) 普及啓発関連事業
 - ① 東日本大震災被災地の視察
 - ② 「非営利組織と政治活動」に関するセミナー(市民セクター全国会議協賛プログラム)
 - ③ ベトナムのNPO法制
 - ④ マスコミ懇談会2014
 - (3) 非営利組織支援事業
 - ① トップマネジメント・セミナー2014
 - ② 出版・セミナー等事業
 - ③ 相談室事業(相談室及び内閣府委託相談会)
 - ④ 関西「会員の集い」
 - (4) 調査研究・提言事業
 - ① 平成27年度税制改正に対する要望
 - ② 「英国チャリティ改革後の変容調査」現地調査報告
 - ③ 非営利法人格選択に関する実態調査(日本NPOセンターとの共同事業)
 - ④ 休眠口座の活用に関する国民会議の要望
 - ⑤ 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会
 - ⑥ 定点観測 Webアンケート調査2014速報
 - ⑦ アジアにおけるエクセレントNPOケーススタディ(CAPS委託調査)
 - (5) 法人運営

- ① 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming10」及び中期経営計画
 - ② 財務の状況
 - ③ 会員入退会の動向
 - ④ フェイスブックの活用開始
 - ⑤ 上期コンプライアンスの状況
- (6) その他の報告>
- ① 次回理事会の開催

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事及び中田監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案 「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第二次配分先決定」の件

初めに金沢専務理事より、配分先選考に先立って実施した現地調査について報告があった。報告によると、公募を開始した後、被災地の状況と応募団体の活動を把握するべく、9月5(金)～7(日)の日程で、橋本理事夫妻、金沢専務理事及び職員の4名で郡山市、福島市、川俣町、南相馬市、石巻市及び仙台市の自治体、復興支援団体等を訪ね、また、法人からヒアリングを行ったとのことであった。

現地を視察した両理事から、次のコメントがあった。

(橋本理事) 「廃棄場所を 22ヶ所作り、集めるだけで 100 億円、仮設の焼却場を作るのに 400 億円と、住民 1,500 人の村で放射能除染作業には 500 億円という巨額のコストがかかることが分かった。賛成・反対は別にしてこの金額は考えなくてはならないのではないか。また、原発から 20 キロ圏の線引きは差別を伴うので、選択肢をいくつか設ける必要があったのではないか」

(金沢専務理事) 「住民支援のさまざまな方法には私も、ホンネとタテマエ以外にもう一つ隠された裏本音の存在を非常に感じた」

金沢専務理事から続いて、応募の状況及び支援金の配分、配分先の案について説明があった。説明によると、今回の応募は 16 件と第1回公募時の応募件数に比べて大変少なく、岩手県からは応募がなかった。配分先の活動分野は被災者の心のケア、子育て、障害者援護など。特徴は各団体とも、人件費に充てるところが多いことである。第1回配分後、支援金の残高は利息を含めて 738 万 2,560 円であるが、管理費分としてそれまでの支援総額の 10% を差し引くと 571 万 3,730 円となる。これに対して配分委員会が第二次配分先として採択したのは 13 件、合計 596 万 2,534 円であったので、その差額 24 万 8,804 円を公益法人協会が負担する。管理費及び協会が負担する支援金額はいずれも理事会で承認された

範囲内である。また、3月に決定した第一次配分先については配分委員会の開催が3月末であったので同月理事会には間に合わず6月理事会で事後承認となつたが、今回は配分前に理事会の決定を受けるべく手続を踏むものである。以上であつた。

同議案について次の質疑応答があつた。

(松岡理事) 申請の数がこれだけ少ない理由は何か。

(金沢専務理事) 早めに告知を行うなど手配に抜かりなく、当方も分からぬ。復興支援の熱が冷めているのだろうか。

(太田理事長) 人件費もOKとするなど、応募条件も他に比べれば甘めにしているのだが。

(早瀬理事) 関係する団体に対して応募を募っているボラサボでも、応募申請が前回より80件減っている。傾向としては全体的に減っている。支援活動団体が疲弊しているのかどうかなどの理由はこれから分析するが、減少しているという状況は符合する。

(浦上理事) 当財団では食に関する被災地支援活動に助成しているが、昨年に比べて3分の1くらいになっている。ちなみに岩手は2件だった。支援団体をみると1、2年目は良いが、3年目辺りからはきちんとした組織的展望がないと活動の継続が難しくなっているような印象がある。次のステップ・展望を持っているところを選択しているが、団体によっては活動に息切れを感じている。

(谷村監事) 支援金は当該活動にかかる事業費の全額か。小さい団体が多いのか。

(金沢専務理事) 活動が明確であることを確認の上、ほぼ全額を認めている。小規模なところが多い。

(長瀧理事) WHO、国連、IAEAなどの国際機関が、福島に関して放射線による健康への影響を認めていない。識別できるような影響は現在ないし、将来においてもないだろうとの結論である。除染・焼却は無制限であり、それにかかる莫大な費用はすべて税金から。その仕組みを今後どう統一するか。チェルノブイリのときも援助はバラバラであったし、拠って立つ集団の論理で自分たちが満足するような支援をするのではなく、きちんとしたストラテジーがないと国際的に理解を得るのも難しかろう。

(高宮理事) 応募が極めて少なく採択率が非常に高いというのは、助成の受け手の法人側の活動環境が具体的にどのような状況にあるかを良く把握する必要がある。浄財を募つての事業だから分からぬでは済まぬ話である。行政に聞くとか、可能な限り情報をとつて総括する必要があると思う。

(太田理事長) ご指摘どおり、よく調べるようにしたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

(1) 公益認定等委員会の動向と当協会の対応

① (一社)日本尊厳死協会の不認定に関する意見書(公法協)

鈴木専務理事の報告によると、同意見書の策定に当たっては、7月15日に理事、監事及び関心を有する評議員等による役員等懇談会を開催して意見を集約、同23日には認定等委員会事務局長に面会、その翌24日に意見書を提出したが、詳細は『公益法人』8月号に掲載したとおりである。以上であつた。

同報告について、次の意見があつた。

(山岡理事) 事前に原案文書で連絡を図り、意見を交換したことはよかったです。

② 内閣府会計研究会の検討状況

鈴木専務理事の報告によると、同研究会は来年1月を目途に検討結果をまとめる予定であり、常勤会議等を経て、公益認定等委員会へ報告される。年度内にパブコメが実施されるのではないか。当協会関係者では、中田監事が委員として参画している。以上であった。

(2) 普及啓発関連事業

① 東日本大震災被災地の視察

第1号議案の説明において報告済み。

② 「非営利組織と政治活動」に関するセミナー(市民セクター全国会議協賛プログラム)

太田理事長の報告によると、同セミナーの主眼は非営利組織における政治的活動の限界、さらには各々相反する立場(原発反対・賛成など)で公益性を主張する団体を、行政庁はどう判断するのかなど、かなり硬派の議論の場となると思われる。以上であった。

③ ベトナムのNPO法制

太田理事長の報告によると、ベトナムの現行非営利法人制度は日本における旧民法法人に関する制度と似通っており、許認可がなかなか下りない状況である。米国の非営利組織であるICNLが、同国における自律的な新しい非営利組織の制度の構築を推進する狙いで国際会議を主催、自分も招待され日本の実情を説明した。以上であった。

④ マスコミ懇談会 2014

太田理事長より、公益法人制度改革を正しく認識し総括してもらうべく実施。マスコミ関係者10名及び公益法人関係者15名が参加し、7月中旬、都内で同懇談会を開催した旨、報告があった。

(3) 非営利組織支援事業

① トップマネジメント・セミナー2014

金沢専務理事より、同セミナーを7月下旬、昨年に統いて神奈川県葉山町で開催した旨、報告があった。報告によると、本年も充実した講師陣による内容が好評で、会場の設備・環境も良好なこともあり、来年度以降も開催も予定している。出席者は昨年比で3名増え、収支は昨年より改善し拮抗した。以上であった。

② 出版・セミナー等事業

金沢専務理事の報告によると、本年度4月～8月における事業収益をみると、出版事業は11,208千円(前年同期11,947千円)と若干マイナスであるが、下期出版計画で予定されている新刊に期待したい。セミナー事業は19,075千円(前年同期19,939千円)と若干マイナスであるが、理由は、会計セミナーは、開催回数が28回(前年同期25回)と開催回数が増えたにもかかわらず参加数増にならず、収益は減少した。特別セミナーは、開催回数が9回(前年同期11回)と開催回数が前年を下回ったため、収益は減少したが、下期は、特別セミナーの開催回数増を計画している。公告・情報公開を行っている共同サイトは、本年4月の価格改定(1万円・内税方式を1.8万円・外税方式)を実施した効果が出て、4月～8月で10,167千円(前年同期6,313千円)と増益効果があった。

③ 相談室事業(相談室及び内閣府委託相談会)

鈴木専務理事より、当協会設立時から運営している相談室は、移行期間を終え全体の件数は減少しているものの、最近は法人運営に加えて設立、公益認定の相談が増加している。また、5年目となる内閣府委託相談会は、地方5回を含めて年間15回の開催を予定しており、今週も広島で開催する。最近の特徴としては非会員のリピート利用が増え、有料の相談が増加している旨の報告があった。

④ 関西「会員の集い」

鈴木専務理事より、地方会員に対するメリット拡大の見地から、大阪で9月中旬、会員の集いを開催した旨の報告があった。今回は一般法人法の改正に関するセミナーを行い、その後懇親に移ったが、今後も機会をみて、的確なテーマをとらまえた情報を提供するピア・ラーニング的な集いや会員間の交流を企画したい。以上であった。

(4) 調査研究・提言事業

① 平成27年度税制改正に対する要望

太田理事長の報告によると、8月1日に税制改正要望を提出、与党等への根回しがこれから。本年度は、新聞報道等でターゲットにされている社会福祉法人税制の余波が他の非営利法人にも懸念されることから、既存の優遇税制を失うことがないよう、どちらかといえば「守り」の年と認識している。フロー税制については6項目中5項目は昨年も要望したもので、今年度は法人の寄附金損金算入枠拡大を加えた。ストック税制については4項目が継続要望、その他の3項目中2項目は新しい要望である。被災地支援の寄付金については100%パススルーであれば消費税法の特定収入に該当しない取り扱いが一昨年公法協の要望により実現しているが、さらに寄附金の一部を経費に使用する場合も認めること。また、移行一般法人のみなし寄附金を認めること。以上であった。

② 「英国チャリティ改革後の変容調査」現地調査報告

太田理事長の報告によると、同研究プロジェクトは今年4月以降4回にわたり学者先生方の研究発表をしてきているが、加えて英国現地調査を8月31日(日)～9月11日(木)に実施した。2006年のチャリティ法大改正以後、CIC、CIOなど新しい制度による組織やチャリティ不服裁判所など新制度の実施状況、キャメロン政権登場後の政策変化、及びこれらが英国市民社会に与えている影響を実地に調査する目的である。規制当局4件、アンブレラ等8件、草の根の現場7件、コンサルタント組織2件の計21団体を訪問、話を聞き、意見交換等を行った。『公益法人』10月号に速報を掲載し、来年3月頃には研究者による報告がまとまる予定である。以上であった。

③ 非営利法人格選択に関する実態調査(日本NPOセンターとの共同事業)

鈴木専務理事より、7～8月にかけて行った同調査について報告があった。報告によると、制度改革移行どのように法人設立のbehaviorが変わったか、NPO法人制度と一般法人制度統一の可能性等の調査のために、トヨタ財団からの助成を受けて実施した。アンケート調査では、公法協が行った一般法人は18.2%、NPOセンターが行ったNPO法人のアンケートは35.5%の回収率であった。分析はこれからであるが、10月中に分析を終え、20団体ほどずつ訪問ヒアリングを予定している。以上であった。

同報告について、次のコメントがあった。

(山岡理事) 初めての試みであったので、協会とセンターとでお互いの枠組みを決めるのに苦労したが、第1回としてはよかつたのではないかと思う。全体の報告は年内から年度末にかけてとなるであろう。

④ 休眠口座の活用に関する国民会議の要望

太田理事長の報告によると、標題については民主党時代から官民での検討が進んでいたが、今般実現のための同会議の発起人の一人となった。公法協としては、お金の流れとして都道府県単位の地域の配分機関というヨコ糸だけでなく、タテ糸というべき専門分野の民間非営利組織の両方からの流れも必要という認識で主張している。年間500億円前後という巨額なので、日本における民間助成財団のありようを大きく変える可能性のある重要なテーマという認識の下、今後もウォッチしたい。10月にはそのような趣旨も含め議員連盟に要望書を提出する予定。以上であった。

⑤ 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会

太田理事長の報告によると、このプランは、中央に評価・認証機関を一般財団として設立し、各都道府県には実際の審査を担当する機関を設置するというスキームで、京都モデルをプロトタイプとして日本財団の企画と支援の下、今後検討に入る段階にあり、私は明日の第1回委員会に出席する。将来的には非営利組織全体を横断的にみることになろうかと思うが、非常に大きなプロジェクトである。以上であった。

⑥ 定点観測 Web アンケート調査 2014 速報

太田理事長の報告によると、公益法人を選択して「良かった」と回答した法人の比率は、行政庁によって大きな差がみられた。結果として、内閣府が行政庁として最も柔軟な取扱いをしていることが分かる。また、一般法人を選択して良かったと答えた法人は、非営利徹底型の方が普通法人型より多かった。また、15%ほどは今後公益認定申請を検討すると回答した。以上であった。

⑦ アジアにおけるエクセレントNPOケーススタディ(CAPS委託調査)

太田理事長の報告によると、CAPSは米国人が香港で立ち上げた非営利法人。アジアでもNPO組織が多いが、ガバナンスや透明性に欠ける部分があるという観点から、アジア各国から一つずつ合計30のエクセレントNPOを選び、そのいわばサクセス・ストーリーをケーススタディとしてまとめ、アジア各国の非営利組織の健全な発展を促そうというものである。公法協には日本を担当してほしいという依頼があったので、引き受けたい。なお、日本を代表するエクセレントNPOとしては、さわやか福祉財団を取り上げることで、同財団の了解を得ている。10月3日にCAPSと最終の打ち合わせを行う予定。以上であった。

報告④～⑦について、次の質疑応答があった。

(松岡理事) 英国チャリティ調査については、報告会を検討しているのか。

(太田理事長) 『公益法人』11月号に要旨の掲載を予定しているが、研究会全体の報告書として訪問調査も含め来年3月までにまとめる予定である。これ以外でも報告会の企画をしてもよいかも知れない。

(橋本理事) チャリティの不服申し立てについては、どこがどのように運営しているのか。

(太田理事長) 2006年以降、不服申し立てにチャリティ分野が追加されたもので、政府の

機関である。判事はプロの裁判官や官僚ではなくチャリティの実務家である。年間10件くらい不服申し立てがあるそうで、一例を挙げるとヒューマン・ディグニティ・トラストという団体。性同一性障害等に対する社会的差別をなくすための立法活動をしている団体が行った、不認定に係る申し立てである。これは尊厳死協会とほぼ同じ時期に不認定となったのだが、英国ではチャリティ・コミッショナの不認定は不当である、との結果となった。

(高宮理事) 評価機関や休眠口座の活用に係る活動等、それぞれが大変立派な活動である。一方、企業でも事業多角化のあまり行き詰まり、資金が枯渇することがある。体力と戦線展開の在り方、双方を十分頭に置き、選択と集中を絶えず考えながら走るよう、配慮をお願いしたい。

(太田理事長) ご指摘のとおりプライオリティを付け、取捨選択を心がけたい。

(早瀬理事) 認証機関の一本化は、そこに大きな権力が発生する意味で、大変怖い面もある。京都モデルの効果は、府内に行き届いているのか検証も必要。福祉施設や医療機関の分野では評価機構が機能しているが、NPO全般についての統一的な評価ができるのかどうか十分な検討が必要だと思う。

(太田理事長) 日本財団の構想は、機関の立ち上げまでは資金提供するが、その後は、被認証法人からお金を取るというものである。米国などではすべて無料である。

(堀田理事) 法人選択については心配している。移行一般法人の中には、天下りを自由に行うために官僚たちが画策、公益法人へ行かなかったところが少なくなく、これは好ましくない。公益法人になると、行政や市民、報道機関の監視があるから一般法人になったところ、これも好ましくない。本来、行政と関わって設立された法人は公益性のある事業しかやっていないのに、一般法人へ移行したのはおかしい。公益でやるべきものは公益でやるという慣行を確立し、認識を一般化するということが大切であろう。この視点をしっかりと持っていただきたい。

(鈴木専務理事) NPO法人は、行政との関係を深めたいとするところが多いが一般法人もないわけではない。一般法人に対しては、これから予定している個別ヒアリングでその辺りの事情を調査していきたい。

(太田理事長) 先にご説明した認証機関については、とりあえず一般法人で、ということである。

(山岡理事) 私からひと言。公法協と日本NPOセンターの「法人選択」共同調査の対象は、あくまで新設の法人である。一般法人に移行した既存の社団、財団法人の選択については別の括りになり、共同調査の対象には含まない。

(太田理事長) 移行一般法人については、移行初期の頃、当時の主務官庁や行政庁によつて一般法人に行くよう強い指導があった事例も多かったようだ。

(5) 法人運営

① 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming10」及び中期経営計画

太田理事長より標題について報告があった。報告によると、来年3月で承認を求める予定の「中期計画(2015~2017)」に、6月に報告した同プロジェクトの考え方を反映したいと考えており、11月末までに役員等懇談会を開き、具体的な実施計画を検討した

い。また、その前段階として、常勤役職員による社内の検討を行う予定である。以上であった。

② 財務の状況

金沢専務理事から8月までの収支の状況について報告があり、本年4月～8月における経常収益は103,378千円に対し経常費用は84,927千円、収支差額は18,451千円であり、全体としては不調であった昨年を上回る実績で推移している。また、各事業の採算性について説明があり、その中でセミナー事業の採算が昨年以上に悪化していると指摘がなされ、下期はセミナー事業等の採算性の改善や、さらには会費の回収を向上させる必要がある旨の説明があった。

③ 会員入退会の動向

金沢専務理事より、標題について報告があった。報告によると、本年4月～8月における新規加入数は52件、退会は21件と、入会数が大きく退会数を上回っているものの、会費の未入者数が4月と5月合計で41件もあり、これは年度末に退会に直結する恐れがあるため(例年のことだが)、下期は特に新規獲得に力を入れる以上に、会費を納めない法人への訪問(当協会の紹介を兼ねて)を徹底して行きたい旨の説明があった。以上であった。

④ フェイスブックの活用開始

金沢専務理事より、SNSの一環としてフェイスブックを8月31日にスタートし、更新等のルールづくりを始めている。以上であった。

⑤ 上期コンプライアンスの状況

鈴木専務理事から、上期の社内コンプライアンスについて特に問題は発生していない旨、報告があった。

報告①、②等について、次の質疑応答及び意見があった。

(山岡理事) ①の役員等懇談会は、理事懇談会のようなスタイルで行うということでしょうか。

(太田理事長) そのような形式を想定している。

(高宮理事) 公益法人協会にとって、次の中期経営計画は勝負になる。何をやるのかを明確にしないとパンクしてしまう。その意味で、金沢専務理事の数字をベースにした資料は大変有効であった。

(山岡理事) 12月に予定している「法人選択」の共同調査の経過報告を兼ねたセミナーは、日本の非営利セクターとしての一般・公益法人制度と特定非営利活動法人制度の意味について議論する場を企画した。同じ誕生日をもつ2つの制度がバラバラに議論するのではなく、何か一つ合同でやりたい。今後の動きの一つのきっかけにしたい。

(6) その他の報告

① 次回理事会の開催

金沢専務理事から、次回理事会を12月12日(金)16時より如水会館で開催するが、同理事会では昨年同様、報告事項は希望する評議員に傍聴していただく懇談会形式で進める予定であること、その後は顧問を交えた恒例の懇親会を開く予定である旨、報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので18時05分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成26年10月27日

代表理事 太田 達男 
代表理事 金沢 俊弘 
監 事 谷村 啓 
監 事 中田 ちづ子 